

1/2 減額

# 長期優良住宅（200年住宅）に係る 固定資産税の減額について



■問い合わせ先 税務課固定資産税係 (☎ 82-1127)

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の創設に伴い、平成21年6月4日から平成22年3月31日までに、次の要件に該当する住宅を新築した場合、その住宅にかかる固定資産税が減額されます。



## 対象となる住宅の要件

- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定されている認定長期優良住宅
  - 平成21年6月4日～平成22年3月31日までに新築された住宅
  - 居住部分の床面積が、50㎡以上280㎡以下の住宅  
(一戸建て以外の賃貸住宅の場合は、40㎡以上280㎡以下の住宅)
  - 居住部分の床面積が、全体の床面積の2分の1以上であること（併用住宅の場合）
- ※上記の要件をすべて満たす住宅が対象です。なお「新築住宅の減額」と合わせて受けることはできません。



## 減額される期間

- 一般の住宅 ▷▷▷ 新築後5年間
- 3階建て以上の中高層耐火住宅 ▷▷▷ 新築後7年間



## 減額対象床面積および減額割合

- 一戸あたり120㎡を限度として、家屋の固定資産税額を**2分の1**に減額

居住部分の床面積が 120㎡以下の場合	税額を2分の1に減額
居住部分の床面積が 120㎡を超え、 280㎡以下の場合	120㎡分に相当する税額を2分の1に減額 (120㎡を超える部分は減額されません。)



## 提出書類

- 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書  
※税務課固定資産税係にて配付します。
- 認定長期優良住宅であることの証明書の写し  
(証明書の例：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定されている認定通知書等)



## 申告の手続き

減額の申告を行う場合は、新築した年の翌年の1月31日までに提出書類に必要事項を記入のうえ、税務課固定資産税係に提出してください。